

(令和2年1月1日現在)

事務処理フロー図

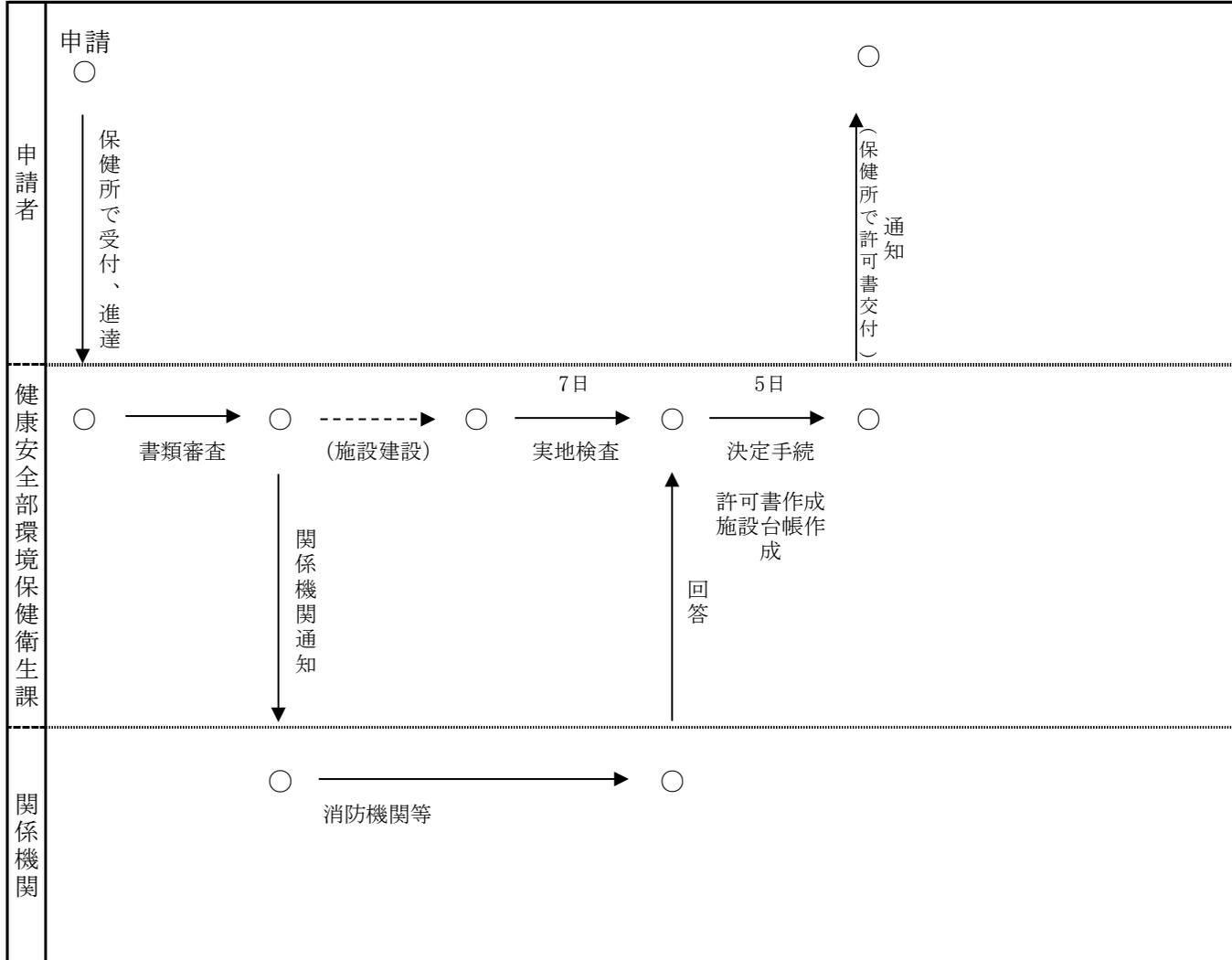
事務名 公衆浴場営業許可(公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第3条第2項第1号に該当する施設)

根拠法令 公衆浴場法第2条第1項

作成部署 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

標準処理期間計 12日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請	保健所で申請を受け付けます。
2	進達	保健所は書類を環境保健衛生課に進達します。
3	書類審査	構造設備、添付書類等を審査し、不備があれば補正を求めます。
4	関係機関通知	申請について消防機関などに通知します。
5	実地検査	申請のあった施設が法令に適合しているか、現場で施設を検査します。
6	決定手続	書類審査、施設検査結果等から許可し、施設台帳を作成します。
7	通知	申請者に通知し、許可書を交付します。
8		
9		
10		